

第40回経営委員会議事概要

1. 日 時：2020年4月1日（水）15:00～15:40
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 会議室
3. 出席委員等：・平野委員長 ・新井委員長代理 ・岩村委員 ・古賀委員 ・小宮山委員
・中村委員 ・根本委員 ・堀江委員
・宮園理事長
4. 議事概要

【議決事項】

- (1) 「理事（管理運用業務担当）及び理事（管理運用業務担当理事を除く。）任命に関する同意について」

理事（管理運用業務担当）任命に関する同意について、議決を行い、出席した9名の全委員の賛成により承認された。

理事（管理運用業務担当理事を除く。）任命に関する同意について、議決を行い、出席した9名の全委員の賛成により承認された。

質疑等はなかった。

- (2) 「組織及び定員に関する重要事項について」

組織及び定員に関する重要事項について、執行部から以下の説明があり、顧問に関する規程の制定について、第3条第1項及び第4条第2項に「経営委員会の同意を得て」と加えた上で、議決を行い、出席した9名の全委員の賛成により承認された。

- ・ GPIF の業務運営を円滑に進めるため、理事長の求めに応じて、法人の業務運営に対する助言を行う「顧問」（非常勤）を新たに創設。
- ・ その上で、今般、役員が全員交代したことから、業務運営の継続性に支障が生じないよう、6月末までの3か月間に限り、前理事長を顧問として採用し、円滑な引継ぎを可能とするもの。

質疑等の概要は以下のとおりである。

委員長 顧問については、理事長が委嘱することになるが、世の中の流れとしては、顧問は必要最小限に絞るという方向にあり、あり得ないとは思いますが、理事長だけで決めると顧問制度が乱用されるリスクもないではない。第3条第1項について、「経営委員会の同意を得て」を加えて、「必要な知識及び経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する」にしてはどうか。

委員A 前理事長を顧問に委嘱するというのは理解できるので、反対するものではないが、コーポレートガバナンスコードでも、顧問職の透明性や職務内容について厳

しく見る方向にあり、民間企業では人事報酬委員会などにおいて承認を得ているので、委員長の提案に賛成である。

委員B 第4条第2項の顧問の解職についても、同様の規定を入れてはどうか。

執行部 第4条第2項についても、「任期期間中においても、経営委員会の同意を得て、顧問を解職することができる」としたい。

委員C コロナウイルス問題の影響で大変な状況にあると思う。管理運用業務を中心に、万全の体制で臨むというのが大事だと思うので、賛成したい。

執行部 規程を制定した後に、理事長から前理事長に顧問への就任を要請して、前理事長の承諾が得られたら、顧問に委嘱することになる。本日の経営委員会において、前理事長を顧問にしたいと説明した上で議決いただいているので、経営委員会として前理事長を顧問として委嘱することを了承いただけるのであれば、次回の経営委員会において、前理事長が顧問に就任したことを報告することをもって、経営委員会としても同意いただいたということにさせてほしい。

委員長 本来であれば、まず規程を策定し、そのうえで前理事長の顧問就任について経営委員会が同意の手続きを取り、理事長が委嘱するというプロセスになるが、本日の議論の流れからすると当然のことであるので、執行部の提案のとおり進めてほしい。

(3)「経営委員会議事録作成及び公表規程の改正について」

経営委員会議事録及び議事録等公表規程の改正について、議決を行い、出席した9名の全委員の賛成により承認された。

質疑等はなかった。

【報告事項】

(1)「積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）確定に係る報告について」

(2)「第4期中期計画報告」

(3)「管理運用の方針の変更について」

報告事項(1)、(2)及び(3)について、執行部から報告があった。加えて、第27回経営委員会において、議決により、新たなポートフォリオの策定・公表までの間、四半期ディスクロージャーにおいては、資産別の資産額・構成割合・収益額は公表しないこととされたが、基本ポートフォリオの公表に合わせて公表したことについて、報告があった。

質疑等はなかった。

【その他事項】

理事長による基本ポートフォリオの変更に関する記者会見の実施について、執行部から報告があり、事柄の軽重や性質に応じた広報の在り方につき意見交換があった。

以上